

結核にご用心！

＝結核は今でも身近な感染症です＝

岡山県内では近年、毎年新しく結核と診断されている方は約300人余、結核の健康管理を受けている方は約700人います。決して過去の病気ではないのです。

長引くせき たん 血たん 胸痛 発熱 体重減少
 ……こんな症状があったら、「結核」も疑って
 医療機関で受診するよう勧め、早期発見に努めましょう！

事業主の方は結核健康診断を実施し、保健所へ報告する義務があります。
 裏面の様式をコピーして報告にご利用ください。(FAX可)

—抄—

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第104号）

(定期の健康診断)

第53条の2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者（以下この章及び第12章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第12章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

(通報又は報告)

第53条の7 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

●結核定期健康診断の対象者及び回数

①事業所における従事者への定期の健康診断

学校（専修学校及び各種学校を含み幼稚園を除く）

病院・診療所等の医療機関、老人保健施設、社会福祉施設（※）の従事者・・・年1回

②学校長が行う学生又は生徒への定期の健康診断

高校以降の年次の者・・・入学した年度

（大学、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限1年未満除く））

③施設長が行う収容者への定期の健康診断

刑事施設（拘置所・刑務所）・・・20歳以上の収容者 年1回

社会福祉施設（※）・・・65歳以上の入所者 年1回

※社会福祉施設

救護施設、更生施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設^{※※}、身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設）、知的障害者援護施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮）、婦人保護施設

※※「障害者支援施設」：県内では施設入所支援を行っている施設になります。

■お問い合わせは各保健所保健課・支所へ（連絡先は下記をご覧ください）

| 地域 | 保健所・支所 | 住所 | 電話番号 | FAX番号 |
|---------------------|--------|--------------------------|--------------|--------------|
| 玉野市・瀬戸内市・吉備中央町 | 備前 | 〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 | 086-272-3934 | 086-271-0317 |
| 備前市・赤磐市・和気町 | 東備 | 〒709-0492 和気郡和気町和気487-2 | 0869-92-5180 | 0869-92-0100 |
| 総社市・早島町 | 備中 | 〒710-8530 倉敷市羽島1083 | 086-434-7024 | 086-425-1941 |
| 笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町 | 井笠 | 〒714-8502 笠岡市六番町2-5 | 0865-69-1675 | 0865-63-5750 |
| 高梁市 | 備北 | 〒716-8585 高梁市落合町近似286-1 | 0866-21-2836 | 0866-22-8098 |
| 新見市 | 新見 | 〒718-8550 新見市高尾2400 | 0867-72-5691 | 0867-72-8537 |
| 真庭市・新庄村 | 真庭 | 〒717-0013 真庭市勝山591 | 0867-44-2990 | 0867-44-2917 |
| 津山市・鏡野町・美咲町・久米南町 | 美作 | 〒708-0051 津山市椿高下114 | 0868-23-0163 | 0868-23-6129 |
| 美作市・勝央町・奈義町・西粟倉村 | 勝英 | 〒707-8585 美作市入田291-2 | 0868-73-4054 | 0868-72-3731 |
| 岡山市 | 岡山市 | 〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1 | 086-803-1262 | 086-803-1758 |
| 倉敷市 | 倉敷市 | 〒710-0834 倉敷市笹沖170 | 086-434-9810 | 086-434-9805 |

平成 年度結核定期健康診断実施報告書

平成 年 月 日

岡山県知事

岡山市長 様

倉敷市長

| |
|---------------------|
| 受診した 検診機関又は医療機関名 |
| 1 |
| 2 |
| 3 |

(実施義務者)

所在地

名称

代表者名

連絡先 TEL

(担当者名)

| 区分 | 学校 | 医療機関 | 社会福祉施設 | | 介護老人 保健施設 | 刑事施設 | |
|-----------|-----------------------|-------|--------|------------------|--------------|-------|------------------|
| 対象者の区分 | 入 学 年 度 1年生(高校生以上) | 従 事 者 | 従 事 者 | 収 容 者 (65歳以上) | 従 事 者 | 従 事 者 | 収 容 者 (20歳以上) |
| 対 象 者 数 | | | | | | | |
| 受 診 者 数 | | | | | | | |
| 一次検査 | 胸部間接撮影者数 | | | | | | |
| | 胸部直接撮影者数 | | | | | | |
| | 喀 痰 検 査 者 数 | | | | | | |
| 事後措置 | 要精密検査対象者数 | | | | | | |
| | 精密検査受診者数 | | | | | | |
| 被発見者 数 | 結 核 患 者 | | | | | | |
| | 結核発病のおそれがあると診断された者 | | | | | | |

(提出先)事業所所在地を管轄する保健所保健課・支所(裏面連絡先を参照してください)(FAX可)

(報告期限):翌年度の4月10日までに提出してください。

※期限を待たず、できるだけ速やかにご報告くださいますようお願いいたします。

結核定期健康診断未実施の場合、その理由をお知らせください。